

「商品の原産国に関する不当な表示」の衣料品の表示に関する運用細則

(昭和48年12月5日事務局長通達第15号)

「商品の原産国に関する不当な表示」(昭和四十八年公正取引委員会告示第三十四号)の運用基準第十一項に基づき、衣料品の表示に関する運用細則を左記のとおり定める。

記

「商品の原産国に関する不当な表示」の衣料品の表示に関する運用細則

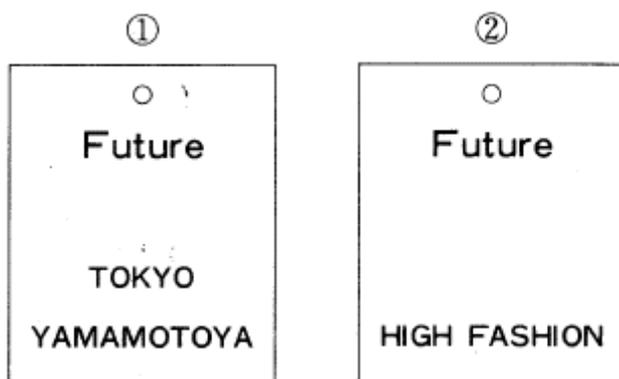
- 1 次に掲げるような生地の種類は、運用基準第三項の「普通名称」として取扱う。
「カシミア」、「ジャージー」、「ツイード」
- 2 例えば、国産品についての次に掲げるような表示は、不当な表示に該当する。
 - (1) 告示第一項第一号関係



- (2) 告示第一項第二号関係

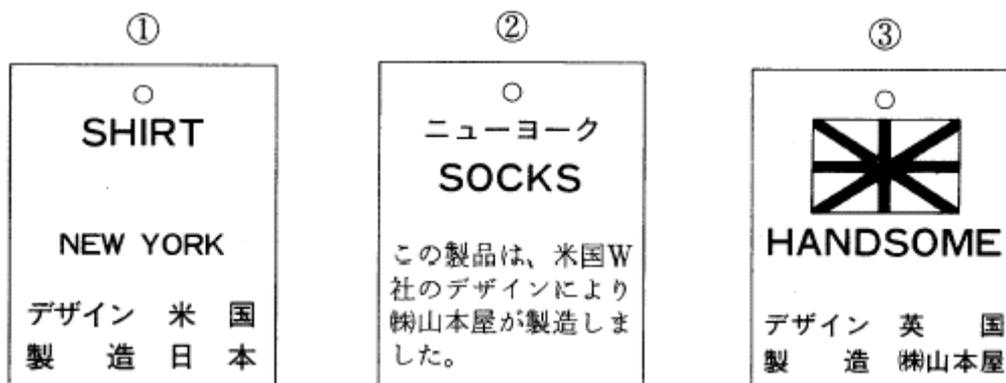


(3) 告示一項第三号関係



3 前項各号に掲げるような表示であつても、例えば、次のような方法で国産品である旨が明示されているものは、告示第一項の不当な表示に該当しない。

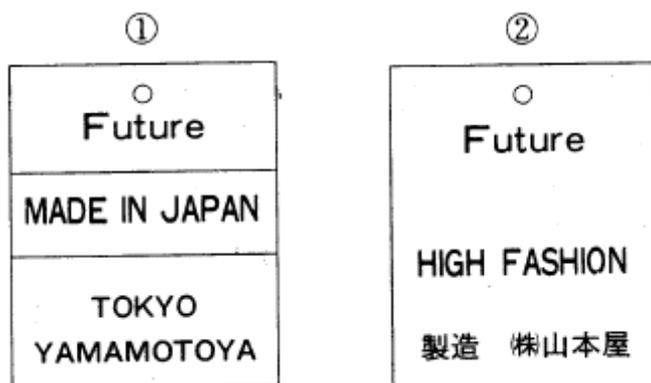
(1) 告示第一項第一号関係



(2) 告示第一項第二号関係



(3) 告示第一項第三号関係



(注1) 本項(3)の①の「MADE IN JAPAN」の文字の表示は、背景の色と対照的な色で目立つようにしなければならない。

4 国産品について、例えば、次のような方法で「MADE IN JAPAN」と表示した場合は、当該商品が国産品であることを一般消費者が判別することが困難であると認められるので、不当な表示に該当する。

